

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（12月）

P.4 特集 ～経営のヒント～

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率改定の実務

P.6 全国先進組合事例

奈良県内各自治体の水道工事における申請様式の統一化（奈良県管工事業協同組合）

P.7 組合Q&A／組合士問題にチャレンジ

理事の兼職禁止規定の解釈について／組合士問題にチャレンジ

P.8 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（10月期）

P.10 中央会だより

第74回中小企業団体全国大会開催

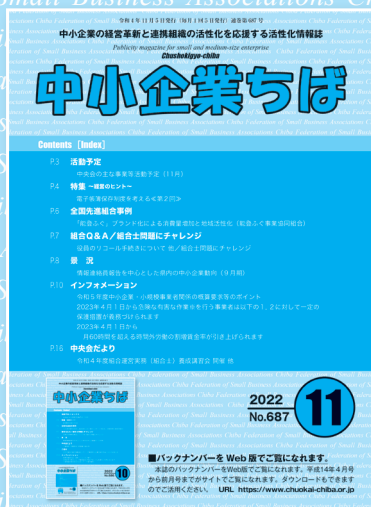
令和4年度「中小企業連携促進県大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」開催 他

P.12 インフォメーション

令和4年度補正予算案（中小企業・小規模事業者等関連）

協会けんぽの各種申請書（届出書）2023年1月以降新様式のご使用をお願いします

新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金の融資限度額を拡充します



2022
No.688

12

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（12月）

令和4年11月11日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
----	----	-----	------

■ 中小企業連携組織対策事業

12/ 2	金	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：東葛地区中部葬祭業協同組合	
12/ 5	月	<u>海匠銚子地域組合懇談会</u>	工業連携支援部
12/ 6	火	<u>組合後継者等育成事業</u> 対象：千葉県中小企業団体青年中央会	
12/ 8	木	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：流山工業団地協同組合	
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：オアシス協同組合	商業連携支援部
12/ 9	金	<u>組合後継者等育成事業</u> 対象：一般社団法人千葉県産業資源循環協会	工業連携支援部
12/13	火	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：野田工業団地協同組合	
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：企業組合W e n e e d	商業連携支援部
12/21	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：協同組合千葉電設協会	工業連携支援部
12/23	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：オアシス協同組合	商業連携支援部
12/26	月	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部

■ 全中補助事業

12/ 8	木	<u>令和4年度外国人技能実習制度適正化事業における適正化講習会</u>	設立支援部
-------	---	--------------------------------------	-------

■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業

12/ 7	水	<u>ふさの国商い未来塾（第10回）</u> 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
-------	---	---	---------

■ 団体等運営支援事業

12/ 2	金	<u>千葉県中小企業団体事務局責任者協会・千葉県中小企業組合士会 合同視察研修</u>	経営支援部
12/ 6	火	<u>千葉県中小企業団体青年中央会 令和4年度組合青年部千葉県大会</u>	工業連携支援部

経営のヒント

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率改定の実務

時間外労働の割増賃金率の改正

皆様は2023年4月から月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が、現状の25%から50%に引き上げられることはご存じでしょうか。といっても、このルールは実は大企業に対しては2010年4月から適用されてきました。中小企業に対しては長らく据え置き措置が取られていたのですが、いよいよ来年春から中小企業を含む全ての企業にこのルールが適用されることになりました。

なお、月60時間を超える時間外労働を深夜（22時から5時まで）に行わせる場合には、深夜割増賃金率の25%が加算されるため、合計で75%の割増率となります。

また、月60時間の時間外労働の算定には、法定休日の労働時間は含まれません。法定休日の労働の割増賃金率は35%で計算します。

給与支給額の影響

割増賃金率が一度に倍になるわ

けですから、人件費が大幅に増額になるのでは…とご心配される方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、わかりやすく時給1,000円で試算してみます。時間外労働が仮に月70時間とした場合、2023年3月までは70時間×1,000円×25%で時間外労働の手当は87,500円となります。これが来年4月からは、60時間×1,000円×25%（75,000円）と10時間×1,000円×50%（1,500円）となり合計額は90,000円になります。この場合の2023年4月からの増額は2,500円ということになります。

思った程高い金額ではないと思っただ方も多いかも知れませんが、時間外労働が70時間くらいであれば差額もこの位で済むけど、100時間くらいになれば、差額も大きくなるはず…と思う方もいらっしゃるかもしれません。でもご安心ください。

働き方改革関連法による改正で、2019年4月から（中小企業では2020年4月から）時間外労働の上限規制が出来ました。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、時間外労働は年間720時間以内、時間外労働＋休日労働の月の上限は100時間未満、2ヶ月平均は80時間以内、さらに月間の時間外労働が45時間を超えることができるのは、年6か月までという厳格な規制となっています。（建設業など一部の業種では一部据え置きされており、2024年4月から適用になります。）よつてこの上限規制を守つて働いている限り、人件費の膨大な増額にはならないはずで

す。なお、引き上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることができます。この場合は、労働者の過半数で組織する組合、それがなければ労働者の過半数代表者との間で労使協定を結ぶことが必要です。

目的は長時間労働の抑制

ところで、この改正の目的は何でしょうか。お気づきの方も多

かと思いますが、長時間労働の抑制です。日本では長い間長時間労働が問題となっていました。前述の時間外労働の上限規制の導入などにより少しずつ長時間労働の抑制の対策を進めてきました。今回の割増賃金率の引き上げも長時間労働の抑制のための施策です。

ただし、厚生労働省が公表しているリーフレット等では、大切な目的である「長時間労働抑制」の目的が記載されておらず、制度趣旨が一見理解しにくいものもあります。このままりーフレットを見せて従業員に割増賃金率が上がったことだけを伝え、「頑張った人はたくさんお金をもらえることになったのですね」とか「割増賃金率が上がるから、たくさん働いて手当の額を増やそう」と改正の目的を誤解する人もいるかもしれません。ですので、従業員に改正事項を伝えるときには、理由と目的についても省略せずに伝えることが大切です。

2023年4月に向けた準備と対策

それでは、来年春に向けた時間外労働の割増賃金率の改正に伴う準備と対策について、順を追って説明します。

① 改正の周知と計画作成

時間外労働が恒常的に多い場合、すぐに時間外労働を削減することは現実的に難しいこともあるでしょうから、中長期的な計画が必要になります。早めに従業員全体に周知し、業務プロセスを見直したり、人手が足りない場合は人員を増やしたり等の具体的な計画の作成と対応が必要です。

② 就業規則、雇用契約書見直し

割増賃金率の変更は従業員の労働条件の変更になるため、就業規則や雇用契約書の見直しも必要です。次の例のように、時間外労働の割増賃金率の部分は、月60時間以内と月60時間超で明確に分けて記載します。

就業規則の例

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・25%
② 時間外労働60時間超・50%

雇用契約書の例

法定労働時間時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

- ・ 法定労働時間を超える場合

月60時間以内25%
月60時間超50%

③ 時間外・休日労働に関する協定届(36協定届)

時間外・休日労働に関する協定届(特別条項)には、限度時間(月45時間かつ年360時間(1年単位の変形労働時間制の場合は、月42時間かつ年320時間))を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を記載する欄があります。現状のフォーマットでは月60時間を超える時間外労働の割増賃金率についての記載欄はなく、当面はこれによる36協定の変更・届出の手続の必要有無については未定の状態です。(10月下旬現在)

④ 勤怠記録の取り方の見直し
正しく時間外労働の手当を支払うためには、勤怠記録を正しく作成することが必須です。

しかしながら企業によっては、出勤の印が押されているだけで出勤の具体的な時間の記載がない

かつたり、記載があっても毎日18時にきっかりの退勤になっていたりして、現実的な記録ではないと思われるものもあります。

また、ある程度具体的な時間が記載されている場合であっても、15分単位で丸めてしまっているケースもあります。

出退勤の時間は一分単位で記録することが原則です。勿論、それにあわせて、時間外労働・休日労働の手当も1分単位で支払う必要があります。

企業側が勤怠記録を正しく取らず時間外労働の未払いが発生した場合、従業員が毎日の出退勤の時間のメモを持って労働基準監督署に駆け込むケース等もよく聞かれる話です。このような事態にならないよう、まずは会社側で適正な労働時間管理と勤怠記録・それに伴う手当の支払まで徹底する必要があります。

⑤ 給与計算ソフトの設定見直し
給与計算処理でミスを起こさないことも重要です。給与計算ソフトでは、従来の時間外労働の計算項目に加えて、月60時間を超える時間外労働の時間を表示する計算項目を作成し、時間給もしくは月

給の場合は1時間当たりの単価に150%の率で計算されるようあらかじめ設定する必要があります。

給与明細に表示する支給項目の欄については月60時間までの項目と、月60時間を超える部分の項目を分けて表示した方が、従業員にとってもわかりやすくなります。

賃金台帳についても同様に月60時間までと、月60時間を超える部分の項目とで分けて表示します。

最後に

今回は月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の改正についての実務対応についてお伝えしました。

ただし本来は、従業員の健康配慮のため、繁忙期を除いて極力長時間労働は避けるべきです。従業員のワークライフバランスを整えるためにも、長時間労働を抑制し、今回の実務対応はあまり必要なかったといえる状態を目指すことが理想的だといえるでしょう。

(特定社会保険労務士 永井知子)



テーマ 特徴ある活動

奈良県内各自治体の水道工事における申請様式の統一化

奈良県管工事業協同組合

一組合の諦めない・粘り強い要望活動に時期的なタイミングが味方し、ついには行政を動かして全国でも珍しい県内全市の水道事業者間での共通様式の導入となった。

背景·目的

水道事業者（自治体）に登録した給水装置工事業者が工事の申請を行う際、殆どの水道事業者は災害防止・緊急時の対応を目的として事業者毎に異なる独自の申請様式及び審査基準を導入しており、現場での混乱・事務作業の煩雑化の原因となっていたため、平成25年から各水道事業者に対して申請様式を統一（共通化）してもらうよう要望活動を行ってきた。

取組みの手法と内容

給水装置工事申請様式の統一化に向けて、まずは日本水道協会奈良県支部（日水協…上水道管轄）

と奈良県下水道協会（県下水協）

下水道管轄、当組合の上部団体である全国管工事業協同組合連合会に陳情・要望について相談し、各種調整の連携を取りながら平成25年度より、年度当初に奈良市長

宛として「申請書類の様式統一化に向けた要望書」を、担当部局管

理者である奈良市企業局公営企業管理者に提出し、年始めに進捗状況の懇談を行うなど要望陳情の活動を開始した。活動初期は担当局内で要望書も止まっている事もあったが、粘り強く活動を続け、担当管理者へ組合員の想い・意見を伝え続けた。その流れの中で奈良

県において「県域水道一体化」計画が立案され、県行政の方向性とも合致した様式統一化の要望活動が始動し、平成31年2月より12市の各自自治体との調整が開始された。

また、県内の水道工事関係組合13組合との連携を図る中で、一組

合の発言では事務的にも中々進まない事は懸念されており、行政・自治体へアプローチした際の影響力を高める為、単なる横並びの協力関係ではなく「連合会」を新たに発足し、明確に組織化する必要があると考えた。

成果とその要因

上下水道の内、上水道の工事申請様式については県内12市との調整が完了し、令和2年4月より共通様式が導入される事になった。下水道の工事申請様式の統一化と、管工事業の協同組合連合会発足に

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

統一された申請様式

奈良県管工事業協同組合

住 所：〒630-8001
奈良県奈良市法華寺町
212-3

設 立：平成7年8月
出資金：4,080千円
URL：<https://www.narakankouji.com>
業 種：管工事業
組合員：112人

ついては現在も活動を継続している。なお、一組合の要望から始まって、複数の水道事業者間で共通様式が導入されたケースは他府県ではあまり聞かず、極めて稀なケースである。

組合Q&A

理事の兼職禁止規定の解釈について

【Q】中協法第37条第2項の理事の兼職禁止規定について、例を挙げて説明ください。

【A】理事は、理事会を構成して組合の業務の執行を決定し、あるいは代表理事となって決定された業務を現実に執行しなければならぬ等組合運営の執行部の地位にあるので、組合事業の経営、その他の組合運営に関し機密に属する事項等も知りえる立場にいます。理事が、組合事業又は組合員資格事業と実質的に競争関係にある事業を行っているとき（法人であるときは、その役員たる地位にあるとき）、組合の業務運営を不利に陥れることになり、組合の正常な発展を妨げたり、組合員に不利益をもたらすおそれがあります。これを防止するために一定の競合関係にたつ者は、組合の理事となることを禁止したものです。

例に挙げて説明すると以下のとおりです。

例1）組合員資格が食品製造業者の組合で、その組合の共同事業として香料配合事業及び大豆の共同

購買を行っている場合

↓この組合の大豆の共同購買事業を利用するために組合員となっている者が、食品製造業を営みながら香料配合事業を兼業していたとすれば、その者は組合員であるものの、理事への就任は禁止されます。これは、組合の行う香料配合事業と組合員の行う香料配合事業と競合するためです。なお、上記法人が組合員となっていない員外者である場合でも、同様の趣旨から員外理事として就任することは禁止されます。

例2）この組合が食品製造業と香料配合事業の両方を組合員資格として定款に定めていた場合

↓組合が香料配合の共同事業を行っているとしても、組合員の行う香料配合事業は「組合員の資格として定款に定められる事業以外のもの」でなくなりますので理事への就任が可能となります。

理事になろうとする者が員外者であるとき、例1）の場合であれば、食品製造業を行う者は、大企業である限り、この組合の員外理事に就任することが禁止されます。例2）の場合であれば、食品製造

業を行う者、香料配合事業を行う者のいずれも、大企業である限り、この組合の員外理事に就任するとは禁止されます。中小企業者であれば就任が禁止されないのは、員外者であっても組合員と同様の状態にあると考えられるためです。

◎組合質疑応答集より転載

組合士問題にチャレンジ

次に掲げた各文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けてください。

1. 理事と監事に候補者を区分して、指名推選により役員選挙を実施した。
2. 総代会には総代のみの出席であることから、役員の被選挙権を総代に限定して役員選挙を行った。
3. 組合員の1法人の役員から2名を選出したが、1名は員外理事扱いとした。
4. 理事の定数が「3人以上5人以内」の組合で理事5名のうち1名が辞任したが、下限の定数を欠いていないことから残任義務が発生しないと考え、当該理事には理事会の招集通知を発しなかった。
5. 賛助会員から組合事業の利用希望があったので、員外利用の制

限内で利用を承諾した。

6. 近隣住民から商店街の空きスペースで子供たちを対象とした催し物を開催したいとの申し出があったので、無償で貸し出した。
7. 協同組合への加入の申出があった者から組合事業を最大限利用して貢献するので出資を免除してほしいとの要請があったので、これを受け入れ、加入を承諾した。
8. 通常総会当日に脱退届を提出してきた組合員に対して総会の出席を認めなかった。
9. 脱退組合員への払戻しに際して1口の持分額を計算したところ、8,000円であったが、定款規定では出資額を限度として払い戻すこととされていたので、定款に明記されている1口金額である10,000円を払い戻した。
10. 商工組合（非出資）の組合員から30日後を指定して脱退の申し出があったので、了承した。

解答：1. ○、2. ×、3. ×
4. ○、5. ○、6. ○、7. ×、
8. ×、9. ×、10. ○

◎令和元年度中小企業組合検定試験（組合運営）第3問より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和4年10月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

（「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は11から6に減少。「減少した」業種は1から3に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は10から11に増加。「減少した」業種は8から9に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は6から3に減少。「悪化した」業種は11から10に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は7から9に増加。「減少した」業種は5から4に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から14に増加。「減少した」業種は9から8に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は7から4に減少。「悪化した」業種は12のまま変化なし。

製造業

パン・菓子製造

【県内全域】

相変わらず、原材料、包材の値上げがあり、組合で販売する包材も、値上げ前に注文することとした。

酒類製造

【県内全域】

売上は、前月比12%増加、前年比30%増加した（9月分）。

牛乳小売

【県内全域】

引き続き、宅配業として、ガソリン価格の高止まりは大きく影響し、光熱費の増加もダメージが大きく、収益を大きく圧迫している。

11月に乳業界全体で、値上げが実施されることを直前に控え、販売店では各店や顧客への告知、顧客離れ防止のための対応を検討している。

印刷

【県内全域】

県内の印刷の仕事は先月に引き続き良くなっている。県内全体の動きは十分把握出来ていないが、コロナの影響は少なく、比較的回復が早そうである。

鉄工

【千葉】

組合で半期毎に実施している組合員の景況調査によると、設備稼働率は堅調なもの、仕入価格・光熱費等の値上がりが継続してお

り、価格転嫁が進まないことから収益状況が悪化している組合員が多く見受けられる。

機械部品製造

【野田】

前月比いくらか動きが良くなった。売上は対前年比対前月比ともプラス。海外出張、国内出張共に増えてきた。同業者間でのM&Aが増えてきた。

機械部品製造

【流山】

ウクライナの戦争や円安等の影響で、原油価格、原料、鋼材の高騰が続いており、コストが増加しており、悪い景況が続いている。

機械部品製造

【柏】

景況感はあまり良くなく、バラツキがある。組合はカーボンニュートラル、BCP、SDGs等について支援を受けながら取組中。業界の動きは全体的に停滞。材料・エネルギーは高騰等でマイナスイメージが多い。

金属製品製造

【船橋】

10月は、当初の計画通りに推移してきたが、月末にきて、調達に支障が出ており、先行き不透明な状況。

採石

【県内全域】

年々出荷量が減少するなか、2か所あった採石場が9月30日を

もって1か所閉鎖となり、今月は前月を下回り、前年同月比でも下回り、前年比40・5%の状況である。

■土砂採取

【県内全域】

経営に関わるあらゆる物の値が上がっており、販売価格に転嫁することが急務となっている。ロシアによるウクライナ侵攻で諸物価の高騰や資機材の納入遅延等が生じているが、生コンのエンドユーザーである建設業界の需要は大きくは落ち込んでおらず、弱含みで推移している。新型コロナウイルス感染症拡大により現場の進捗状況が遅れているようである。東京湾内にて山砂を使う工事が見当たらない。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県、東京都】

新型コロナウイルス影響が落ち着いてきたなかで、ロシアのウクライナ侵攻問題が発生した影響で、仕入価格や、物流費が上昇しており、改めて急激に景況感が悪化している。

原油価格の上昇による仕入価格の上昇を販売価格に完全に転嫁できない状況となっており、取引条件が合わない取引先とは取引解消

となる場合も出てきている。尚、値上げ前の駆け込み需要が消滅し、売上も減少している。

■医薬品卸売

【県内全域】

昨年より実働日数は1日少ない

(20日)が、売上は若干増加した。季節性インフルエンザワクチンは昨年と比較して、増産され医療機関への供給量も増加していることも要因の一つと考えられる。今後、オンライン診療や電子処方箋の普及が進んでいく。第8波同時流行に備えた新型コロナウイルス・季節性インフルエンザワクチン接種が行われている。

■青果卸売

【千葉市】

食品等全般の値上げの影響で、青果物の動きが鈍い。単価も安定した状況で売上が芳しくない。特に果実は嗜好的な要因で厳しい状況である。人の動きは活発になりつつあるが、まだ青果業界への普及には及んでいない。

■食肉卸売

【成田市他】

最近の物価上昇の影響を受けて販売単価が上がるも、諸経費はそれを上回る上昇率を記録。また、豚肉相場の乱高下が激しく、粗利率が低下。11月からは相場の安定が見込まれることから、収支は改

善の見込み。物価上昇がきつくと、企業努力だけではカバーできない。販売単価等の売上単価の見直しを再度行う必要が出てくる可能性がある。

■小売

【柏】

価格値上げのため、売上は上がったが、仕入・光熱費等により、収支は悪化した。

■電気機器小売

【県内全域】

価格引き上げが始まり、顧客への説明するも理解してもらおうのが大変である。そのためか販売が難しいが、買換え需要はある。

■青果小売

【千葉市】

秋の果物が出回り、やや売上を作れたようだ。野菜の相場も下がり出し、値ごろ感が出てきた。今後に期待したい。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

車両生産台数が回復傾向にあるとのニュース記事が出るが、現場においては、若干の納車の早まり(以前と比べ)があるが、下取り車が中古車台数の増に至らず、出品台数が前月より少なく、大変厳しい状況下にある。

■小売

【東金】

消費行動は少しずつだが回復傾向。商品価格が上昇傾向、仕入値

が上がっている。商品価格上昇等があり顧客の買物商品数が若干減ってきている。コロナ対応で、イベントができず小規模セールでの展開で続けている。

■自動車一般整備

【県内全域】

他の業界にも共通する問題として、エネルギーコストや物流費の上昇、様々な物資の値上げの影響は大きい。

■一般廃棄物処理

【千葉市】

あまり良い状況ではないが、人の動きが活発なので、来月、再来月と年末に向けて期待したいと思う。

■警備業

【県内全域】

警備単価の引き上げに一部成功。イベントの増加により、受注が増加傾向。

■ソフトウェア

【県内全域】

一部の企業にあつては、円安が追い風になっているとの情報もあった。

■建設

【県内全域】

組合員による10月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、287件、10,419百万円となり、前年同月比では△753百万円の減少となった。

第74回中小企業団体

全国大会 開催

全国中小企業団体中央会と長崎県中小企業団体中央会は、11月10日（木）、「出島メッセ長崎（長崎市）」において、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた上で「第74回中小企業団体全国大会」を開催した。

今大会は、『つながる ひろげる 連携の架け橋 希望の未来 中小企業「光」を結集』をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等約2,000名が参集した。

わが国の中小企業、日本経済の力強い成長と発展とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織対策の拡充を図るべく、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性など14項目を決議した。

▼中小企業団体全国大会：毎年一回、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指しています。また、総合、組織、金融、

工業、商業、税制、労働及びエネルギー・環境の各分野別に専門委員会を設置し、その時々の中小企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めています。

【大会内容】

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）

表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）

大会宣言

【決議事項】

Ⅰ. 中小企業・小規模事業者等の経営強化・成長促進支援等の拡充

1. 現下の危機的課題の克服に向けた経済再生支援策の拡充強化
2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた支援強化

3. 中小企業団体中央会の指導体制・支援機能の抜本的強化、中小企業組合制度の拡充・改善
4. 地域経済の好循環の推進、地域課題の解決

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会

保険料対策の推進

1. 中小企業の人材育成・確保・定着対策

2. 新型コロナウイルス感染症の影響長期化に配慮した社会保障制度の見直し

3. 外国人技能実習制度と特定技能の見直し

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の協力的な推進

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

【優良組合】▽千葉県建設防水工事業（協）（代表理事Ⅱ関 正一氏）

【組合功労者】▽斎藤寿夫氏（千葉県コンクリート製品（協）代表理事）

【中央会優秀事務局専従者】▽新井要平氏（総務部主査）

次期全国大会については、令和5年10月11日（水）に、宮城県において開催することとなった。



森全国中小企業団体中央会会長の挨拶

人事異動のお知らせ

■退職者「11月16日付」

商業連携支援部主事Ⅱ小畑博靖

■人事異動「12月1日付」

商業連携支援部主任指導員Ⅱ渡邊幸恵（経営支援部主任指導員）

■入職者「12月1日付」

商業連携支援部主事Ⅱ高橋昂二郎、総務部主事Ⅱ秋田実里



第1部の基調講演

本会は、11月24日、千葉市内において、令和4年度「中小企業連携促進大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」を開催した。今回は2部構成で開催し、第1部（基調講演）は、実践女子大学人間社会学部教授 吉田雅彦氏より、「成長する事業の創出、安定的操業を導く、異業種連携組織の活用方法」経営者の役割とオープンイノベーション」と題した講演が行われた。

令和4年度「中小企業連携促進大会」・「ものづくり補助金成果事例発表会」開催



第2部の成果事例発表会



第2部（ものづくり成果事例発表会）は、「令和元年度補正口ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金成果発表事例発表会」と題し、ものづくり補助金活用企業の有限会社オサダと有限会社草の実工房すずき印刷より成果事例発表が行われた。

中性脂肪が高い方の食生活

基本的な事柄

食事に含まれる糖質や脂質のエネルギーは、使用して余った分は、中性脂肪として皮下に蓄えられます。皮下脂肪は体温の維持、体の臓器の保護、空腹時のエネルギーになります。

中性脂肪の基準値は、空腹時30～149mg/dlです。150mg/dl以上の場合、高中性脂肪血症と診断されます。

中性脂肪の増加の原因は、食べ過ぎや飲み過ぎ、運動不足などです。

中性脂肪が適正に維持されないと動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中などの原因になることがありますので、健康診断結果の指示に従いましょう。肥満気味の方は、肥満の改善に努めましょう。

食事・生活のポイント

1. 1日3食を規則正しく食べる

主食・主菜・副菜を揃え決った時間に。肥満気味の場合は、主食・油（脂）を多く使用した料理の取

り過ぎに注意しましょう。

2. アルコール飲料は、控えめに
控えめにし、週1～2日は休肝日を設けましょう。

3. 砂糖や果物は、取り過ぎない
砂糖を多く使用した菓子類や飲料、果物は控えめにしましょう。

4. 油（脂）は、植物性や魚油を
多く

肉類の脂身やバターは、控えめに
しましょう。

5. 食物繊維を十分に
海藻、きのこ、野菜などには、食物繊維が多く含まれています。

食物繊維は、糖質や脂質の吸収を抑える働きがあります。

6. 運動を習慣付ける
中性脂肪を減らすためには、体力に応じた無理のない運動を続けることが大切です。

軽く汗をかく程度のウォーキングなどを習慣付けましょう。

公益社団法人千葉県栄養士会

参与 長谷川 克己



令和4年度補正予算案(中小企業・小規模事業者等関連)【1兆1,190億円】

1. 資金繰り支援【2,981億円】 ※財務省計上分212億円を含む

【新たな借換保証制度の創設】

- 民間ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)からの借換需要に加え、他の保証付融資からの借換や新たな資金需要にも対応するため、**100%保証は100%保証で借換え**することができる**保証制度を創設**。**金融機関による継続的な伴走支援**による経営改善に取り組む事業者(一定の売上減少要件等を満たす場合)の保証料の一部を補助(保証上限1億円、保証料0.2%等)。

【経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度の創設】

- 創業時に課題となる経営者保証を不要とする**信用保証制度を創設**(保証上限3,500万円)。事業者が債務不履行となった場合に発生する信用保証協会の損失の一部等を補填。

→具体的な制度設計は、年内メドにとりまとめ予定

(※上記に加えて、日本政策金融公庫等による資金繰り支援(セーフティネット貸付の金利引下げ、スーパー低利融資、資本金性劣後ローンの供給)の継続(2023年3月末まで)、認定経営革新等支援機関による計画策定を条件とした保証制度や資本金性劣後化(保証付DDS)、中小機構の出資機能の強化を措置。)

2. 価格転嫁対策の更なる強化【4.8億円】

- 中小企業の取引環境を改善するため、**価格交渉促進月間**等を通じ中小企業の価格交渉と転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図るとともに、インボイス制度導入等にかかる取引実態等を把握。
- さらに、**下請Gメンの体制を強化し、300名体制**へ。

3. 事業再構築補助金【5,800億円】

- 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)**に対しては、グリーン成長枠と同様に**売上減少要件を撤廃**。また、**大胆な賃上げ**に取り組む事業者には、**更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)**を措置。
- 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰**を図る事業者を対象とする**支援枠を新設**。**業況が厳しい事業者**については、**引き続き高い補助率**で支援。

【成長分野への転換の支援】

- 市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「**成長枠**」を**新設**。また、「**グリーン成長枠**」について、研究開発等の要件を2→1年に短縮等した「**エントリークラス**」を**新設**し、裾野拡大。
- 事業終了後3~5年で**中小・中堅企業から中堅・大企業へ卒業した場合に上限が2倍**となる「**卒業促進枠**」も新たに用意。

【賃上げに対する支援】

- グリーン成長枠・成長枠において、**補助事業期間内に事業場内最低賃金を年45円以上引上げた場合等に補助率を1/2→2/3に引上げ**。また**事業終了後3~5年で同水準等を達成すれば上限3,000万円増**。

【産業構造転換等の促進】

- 市場規模が10%以上縮小する業種・業態からの転換を支援する「**産業構造転換枠**」を**新設**し、**廃業費がある場合、上限を2,000万円上乗せ**。海外から**国内への回帰等を促進する「サプライチェーン強靱化枠」**(上限5億円、補助率1/2)も**新設**。

【業況が厳しい事業者への支援】

- 新型コロナや物価高等**により業況が厳しい事業者や、**最低賃金引上げの影響**を大きく受ける事業者を**引き続き手厚く支援**(補助率:2/3~3/4、**売上10%減少等**が要件)。**成長分野へ(売上減少要件撤廃)**

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
補助上限	最大1,500万円	最大3,000万円	最大7,000万円	最大7,000万円	8,000万円(中堅1億円)	1億円(中堅1.5億円)	5億円
補助率	3/4	3/4(一部2/3)	2/3	1/2(大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)			1/2

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乗せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

4. 生産性革命推進事業【2,000億円】※国庫債務負担含め総額4,000億円

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援。**グリーン分野への投資加速化、大胆な賃上げ、インボイス**への対応を支援すべく、**補助率や上限額を引上げ**。
- 中小企業・小規模事業者の**生産性向上のための取組を切れ目なく支援**するため、**交付金事業(令和5年度まで)**に加えて、**国庫債務負担行為(令和6年度まで)**により**長期的な予算措置を担保**。

ものづくり補助金 (革新的製品・サービスの開発や、生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援)

- 「**グリーン枠**」を**拡充**し、温室効果ガス排出削減の取組組合いに応じて、**3段階の補助上限を設定**することで、**幅広い省エネニーズを取込み**。
- 「**グローバル市場開拓枠**」を**新設**し、海外展開に係る**ブランディング・プロモーション等の経費を補助対象へ追加**(ジャパンブランド事業を統合)。
- 事業終了後3～5年に事業場内最低賃金を年45円以上引上げ等**で**上限を最大1,000万円引上げ**。

類型	通常枠	デジタル枠	グリーン枠			グローバル市場 開拓枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠 (赤字事業者向け)
			エントリー	スタンダード	アドバンス		
補助上限	最大 1,250万円		最大 2,000万円	最大 4,000万円	3,000万円	最大 1,250万円	
	大幅賃上げを達成すれば、補助上限を引上げ(最大1,000万円)						
補助率	1/2	2/3			1/2	2/3	

小規模事業者持続化補助金 (小規模事業者による経営計画策定及び販路開拓等を支援) **インボイス対応**

- インボイス枠を拡充**し、**課税事業者に転換する事業者の補助上限を50万円上乘せ**。
(通常、上限は50～200万円、補助率2/3(一部3/4)。赤字事業者の補助率引上げ(3/4)は継続。)

IT導入補助金 (中小企業の業務効率化やDXを推進するため、ITツール等の導入費用を支援)

- インボイス対応に必要なITツール導入促進のため、クラウド利用料(2年分)やハード(PC等)購入の補助対象化、補助率引上げ(1/2→2/3～3/4)を継続**(デジタル化基盤導入枠)。
- また、**安価なツール導入も支援**するため、**補助下限額(5万円)を撤廃**。

事業承継・引継ぎ補助金 (事業承継・引継ぎにかかる設備投資や販路開拓、専門家活用、廃業費等を支援)

- 「経営革新事業」では、事業終了時に事業場内最低賃金が**地域別最低賃金+30円以上**等であれば、**補助上限額を600万円→800万円へと引上げ**(補助率は1/2～2/3)。
- (現経営者のみならず)後継者による取組も補助対象とし、事業承継の早期化・円滑化を推進。

5. 円安環境への対応、相談体制強化【196億円+α】

<円安環境への対応>

<輸出促進>

・**中小企業国際化総合支援事業【5.4億円】**

- 海外展開を目指す中小企業等1万者支援**に向けて、**中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオン**で支援。
- 販路開拓等を支援する**JETRO事業**(海外市場開拓・有志国サプライチェーン構築等促進事業190億円の内数)**とも連携**。

<インバウンド>

・**面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】**

- 成長意欲のある**商店街等**による、自らの魅力・地域資源等を活かした**滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業**等を支援。

<相談体制の強化>

<インボイス・物価高対応>

インボイス対応

・**事業環境変化対応型支援事業【113億円】**

- 商工会・商工会議所等の相談対応の強化や指導員向け講習、よろず支援拠点コーディネーター増員等**による体制強化。地域企業のDX促進。
- 省エネ対策は、「**省エネ補助金(国庫債務負担行為含め総額1,625億円)**」「**中小企業等に向けた省エネルギー診断強化事業(20億円)**」**とも連携**。

<再生・事業承継>

・**中小企業活性化・事業承継支援事業【67億円】**

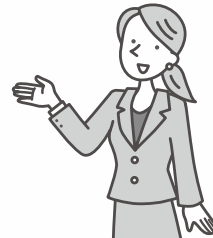
- 計画策定支援、事業承継のマッチング・診断のため、各都道府県にある**中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎセンターの体制を拡充**。

6. 災害からの復旧・復興【209億円】

- 被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、令和2年7月豪雨に対するなりわい補助金、令和3年及び令和4年福島県沖地震に対するグループ補助金を引き続き措置。

協会けんぽの各種申請書（届出書）

2023年1月以降 新様式のご使用を お願いします



協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、2023年1月に各種申請書（届出書）の様式を変更します。

※2023年1月以降に旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまうことがございますので、新様式のご使用をお願いします。



様式を変更する主な申請書（届出書）

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書（立替払等）
療養費支給申請書（治療用装具）
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料（費）支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続被保険者被扶養者（異動）届
任意継続被保険者資格喪失申出書
任意継続被保険者 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

15

新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金の融資限度額を拡充します

千葉県では、新型コロナウイルスにより売上減少などの影響を受けている中小企業の資金繰り支援として実施している「新型コロナウイルス感染症対策伴走支援資金」について、国の経済対策を踏まえ、融資限度額を6,000万円から8,000万円へ引き上げます。

1 概要

新型コロナウイルス感染症対策伴走支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の売上減少（▲15%以上）があり、金融機関の継続的な支援により売上目標や経営改善の取組を盛り込んだ経営行動計画を策定した中小企業者等が、低利で利用することができる資金です。

また、信用保証料について、国からの補助により、事業者負担が軽減されています。

融資条件	セーフティネット保証4号・5号、普通保証のいずれかを利用する中小企業者
資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	8,000万円以内（10月18日申込みから）
融資期間（措置期間）	10年以内（5年以内）
融資利率	1.0～1.7%（利用する保証や融資期間により異なります）
保証料率	（1）セーフティネット保証を利用する場合 0.2% （2）普通保証を利用する場合 0.2%～1.15%
取扱期間	令和5年3月31日までに保証協会受付分まで

取扱金融機関

- （地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正
- （信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉懸
- （信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
- （都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな
- （信託銀行）三井住友
- （中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫
- （協同組合連合会）東日本信用漁業

2 県の融資・経営相談窓口

- （1）融資相談：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室
【電話】043-223-2707
【開設時間】平日 午前9時から午後5時まで
- （2）経営相談：千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」
【電話】043-299-2907
【開設時間】平日 午前9時から午後5時まで